

# 事業者認定審査委員会規程

日本合板工業組合連合会  
制定 平成 24 年 10 月 2 日

## 第一 目的

1. 本規程は、事業者認定審査委員会（以下「審査会」という）の運営に関する事項を定めるものである。
2. 審査会は、合板、単板等の合法性等の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者が提出した「事業者認定申請書」の内容について書類審査を実施し、並びに必要に応じて現地審査を実施して認定の可否を決定する。
3. 審査会は、実施要領第十の認定事業者の取消の可否を決定する。

## 第二 審査会の構成

1. 審査会の委員長は、本会の会長とする。
2. 審査会の委員は、地区合板工業組合から推薦された者等から本会の会長が指名する。
3. 審査会は、委員長及び委員 4 名での構成を基本とする。
4. 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## 第三 審査の方法

1. 審査会は、必要の都度、委員長が召集するものとする。
2. 審査会の開催は、構成員全員が出席することを要し、その議決は過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
3. 委員は、書面又は代理人を持って、議決権を行使することができる。

## 第四 認定の可否並びに認定事業者の取り消しの通知

委員長は、認定の可否を決定した場合若しくは認定事業者の取り消しを決定した場合、当該事業者に対し、その結果を通知する。

## 第五 登録簿の作成等

審査会は、事業者認定申請書を保管するとともに、認定事業者の登録簿を作成する。

附則 この実施要領は、平成24年10月2日から施行する。